

3. 法による統制～年貢確保＝本百姓体制維持を意図 [史料95～98]
- ①1643年 12 月の禁令…本百姓の耕地売買を禁止。やがて有名無実化。
 - ②1643年～ 田畑勝手作りの禁…商品作物として人気の菜種・たばこ・綿花などの栽培を禁止。数次にわたって出される。やがて有名無実化。
 - ③1649年 慶安の触書…生活細部にわたる指示32カ条。実在が疑われているが有名史料。それに近いものは史料98のような形で農村に伝えられていたと思われる。
 - ④1673年 ^{ぶんちせいげん}分地制限令…耕地の分割相続制限令。名主20石未満、一般農民10石未満の保有者は分地を禁止。1713年には分地・残地ともに10石以上、1町以上のもののみ分地許可。
- ※④のみ4代将軍・徳川家綱のとき、そのほかは3代将軍13 ときの発令。

享保の改革では 8代将軍自ら商品作物の本産を奨励しつりしめ。収入と得た諸藩でも。
 この法令も守りながら、^たといわゆる農民の子ともい土地を分けてもらうはかたしねえ…

【為政者の農民観】 [史料99、100] **こゝを見よ!**

江戸時代後期の儒者の著『昇平夜話』より
 「…東照宮上意に、郷村の百姓共は 様に、 様に収納申付様にと…」

↓ 江戸時代中期になると…

江戸時代後期の学者・本多利明の著『西域物語』より
 「神尾氏が曰く、 と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」

江戸初期は 二府二も言っているが
 江戸中期 (享保の改革) には 二府二感いで幕府も必死。
 *はか「神尾氏」とは 吉宗政権の 勘定奉行 (財政担当) かんあ

町と町人 [図表P. 177 2A]

家持の住民 (狭義の「町人」)…町政に参加。町役人 (町名主・町年寄・月行事) を選任。
 宅地のみ借りる住人 (「地借」) や家屋ごと借りる住人 (「借家・店借」)…町政不参加

身分秩序

☆一般に「士農工商」(「農」がおよそ80%)といわれるが、それぞれの中にも階層あり

〈漁村〉 網元 (漁船を保有) - 網子 [図表P. 176 1C]

〈商人〉 主人 - 奉公人 ※奉公人の格は以下のとおり [図表P. 177 2B] **こゝを見よ!**

(14 (使用人中最上位) - 手代 (一般の使用人) - 15 (無給の使い走り))

〈職人〉 親方 - 徒弟

〈テーマ〉 女性の地位低下

町人も農民と同じ。土地や家と所有する者が義務を果たし権利を行使する本支の町人。土地や家を借りて…子有には義務も権利もな。本支は (狭い意味では) 町人とは言わない。

*夫から妻への離縁状 (俗に「三行半」←よみかたは?) が与えられなければ女性は再婚できなかった。 [図表 P. 178 下段]

*離縁の話し合いが不調なときの妻の非常手段として16 (縁切寺) が存在

→鎌倉の東慶寺と上野国の満徳寺が有名

こゝは図表を聞いたら
 用語集で縁切寺を調べると
 別名が出てきます。

みは主人のお父さん、お母さん世代は、夫は一方的に離婚でまうか。妻から離婚を迫ることはできなかった。と教えるもさういふがどうもちがうようだ。というところが近年 NHKからいっています。